

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年6月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500907号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600013号

第1 結論

請求者のA社における令和5年3月3日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和5年3月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年3月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年3月3日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された2023(令和05)年分賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から600万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和7年12月9日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500914号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600007号

第1 結論

昭和55年*月から平成2年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年*月から平成2年1月まで

請求期間当時、私は大学生であったが、父親から国民年金の加入は国民の義務だと聞いていたので、20歳になった昭和55年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。大学卒業後は大学院に進学し、昭和59年6月からはB国留学のため2年間大学院を休学し、復学後も平成3年3月に修了するまで日本とB国を頻繁に行き来していた。請求期間の国民年金保険料については、日本に居住していた期間は自ら納付し、留学中及び海外に滞在していた期間は父親が代わりに納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているが、国民年金保険料を納付していたことは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和55年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、自身及び父親が納付していた旨主張しているところ、請求者からは、当該期間の国民年金保険料の納付場所等について具体的な陳述を得られず、請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者は国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は、基礎年金番号に統合済み。)において、平成2年2月19日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に国民年金被保険者資格を取得するものとされていることから、請求者は同年2月19日に国民年金の加入手続を行ったと認められる。

さらに、請求期間当時大学生であったとする請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の任意加入の申出を行い、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出

されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったほか、A市を管轄していたC社会保険事務所(当時)が、昭和55年*月から同年*月までの期間に同市へ払い出した国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿において目視の調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は、その主張する時期に国民年金の加入手続を行っておらず、請求期間において国民年金に未加入であるため、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市は、請求者の請求期間における国民年金に係る資料(受付処理簿、被保険者名簿)については、保存期間経過等の理由により、保有していない旨回答しているほか、同市の電算システムにおいても請求者に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。